

だんじり会館条例

(設置)

第 1 条 上野天神祭のだんじり及び鬼を保存・管理し、一般の参観に供するとともに、郷土文化の振興に資するため、だんじり会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 会館は、伊賀市上野丸之内122番地 4 に置く。

(管理)

第 3 条 会館の管理及び運営は、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(開館時間)

第 4 条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる。

開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

休館日 12月29日から翌年 1 月 1 日まで

(利用料金)

第 5 条 市長は、前条の規定により指定管理者に会館の管理及び運営を委託する場合、会館の参観及び使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、会館を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第 1 及び別表第 2 に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者はあらかじめ利用料金の額について市長の承認を得なければならない。その額を変更するときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第 6 条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。ただし、伊賀上野地場産買物処等に係る利用料金については、市長は特別の事由があると認めたときは、当該利用料金の 5 分の 4 を限度として減免することができる。

(利用料金の還付)

第 7 条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が特別の事由があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(使用許可)

第8条 会館の伊賀上野地場産買物処等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、指定管理者の許可を得なければならない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、会館の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用する権利を譲渡することができない。

(参観及び使用許可の取消等)

第10条 指定管理者は、参観者及び使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の参観又は使用の許可を取り消し若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は展示物若しくは備品等をき損又は汚染するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上、支障があると認めるとき。
- (4) その他指定管理者において不相当と認めるとき。

(造作等の制限)

第11条 使用者は、会館の使用に当たって特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、会館の使用を終了したときは、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 参観者又は使用者は、施設又は展示物若しくは備品等を故意又は過失により滅失、き損又は汚染したときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会館の参観及び店舗等の利用に関する業務
- (2) 展示物及び収蔵品の管理に関する業務
- (3) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他会館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第15条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して5年間とする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、だんじり会館条例（平成13年上野市条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月28日条例第86号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のだんじり会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年7月1日条例第13号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	参観料	摘要
一般	600円	(1) 金額はいずれも1人1回当たりの参観料とする。 (2) 団体割引の適用は、30人以上の団体参観の場合とする。
小人（15歳（中学生）以下）	400円	
団体一般	500円	
団体小人（15歳（中学生）以下）	300円	

別表第2（第5条関係）

区分	利用料金
伊賀上野地場産買物処	月額 400,000円
喫茶室	月額 50,000円